

## 合理的配慮による投票について

## 判例研究

○ 大和大学 政治経済学部 倉橋 弘 (2957)

キーワード：投票 合理的配慮 判例

**1. 研究目的**

合理的配慮とは、障害者が社会生活をする上で直面する事物、制度、慣行、観念などの障壁（バリア）を取り除くことである。障害者が健康な人と同じことができるように、対応を求めた場合、事業者は負担が重すぎない範囲で対応しなければならないということである。合理的配慮に向けての法制度は、人権条約として初めて障害者の権利条約に規定された。障害者の権利条約は、2006年12月13日、第61回国連総会において採択された。2007年9月28日に署名し、国内法の整備が始まった。障害者基本法は、2011(平成23)年6月に障害者権利条約の趣旨に沿った改正がされた。その障害者基本法4条2項において合理的配慮が規定された。新たに同法に「選挙における配慮」が規定された。さらに障害者差別解消法には社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が定められた。投票方法による不便を改善していくには、合理的配慮が必要である。これまで障害者の選挙についての研究は、憲法学の分野、障害者福祉実践の分野でなされていた。本報告では投票に関連する判例について障害者差別解消法（合理的配慮）の視点から考察した。

**2. 研究の視点および方法**

投票方法による不便を改善していくには、投票方法における合理的配慮が必要である。これまでに憲法学・社会福祉実践研究においても投票に関連した研究がある。選挙・投票というキーワードで判例を検索した結果、合理的配慮に関連する判例は7件である（2021年9月30日現在）。合理的配慮に関連する判例、一件々についての判例研究はある。しかし合理的配慮からみた投票についての研究はみあたらない。本稿ではこれまでの研究の主流、憲法学（投票の平等、秘密投票など）および社会福祉実践研究（施設の現状、取組）ではなく社会福祉法の視点からどのように投票環境を合理的配慮してきたか直近の判例を検討する。

### 3. 倫理的配慮

倫理的配慮について、日本社会福祉学会研究倫理規程に従う、なお判例は実名が公開されていることがあるので、仮名にして掲載する。

### 4. 研究結果

判例を合理的配慮・投票のキーワードで検索した結果「障害者投票権 大阪高裁令和3年8月30日裁判所 website」がある。

(1)事実の概要 脳性麻痺により両上肢機能の著しい障害を有するXは、投票用紙程度の大きさの紙に候補者の氏名などを自分で書くことができない。そのため、公職の選挙に際して自らの希望する候補者を選挙人の投票を補助すべき者（以下、補助者）として代理投票を行ったところ平成25年の公職選挙法改正（以下、改正法）により、改正法48条2項が「投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定める」旨に変更され、以降、自ら希望しない者を補助者として投票せざるを得なくなった。Xは上記の改正法48条2項の規定は憲法14条1項に違反するとして、次回の衆議院議員及び参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、Xが投票の補助を希望する者を、投票管理者から補助者として選任を受けた上で投票することができる地位にあることの確認などを求めた。

(2)判旨 公選法48条2項（平成25年改正）は、政治的中立性が制度的に確保された投票事務従事者の地位に鑑み、選挙の公正を確保する目的から、代理投票における選挙人の投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したものであるから、代理投票における選挙人の投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定することは、上記の立法目的との関連において不合理なものではなく、公選法は、投票事務従事者が職務上知り得た代理投票に係る選挙人の投票内容が、投票事務従事者の属する行政機関等において共有されることはもとより、当該投票事務従事者以外の何人に対しても知られることがないよう、制度的な手当をしているのであって、選挙の公正を確保する観点から代理投票における選挙人の投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定することによって必然的に生じる選挙人の投票の秘密の保障に対する制約を必要最小限度にとどめようとしていることに鑑みると、上記投票の秘密の保障に対する制約は、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないものとして、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる。したがって、公選法48条2項が心身の故障その他の事由により自書することができない選挙人につき投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したことにより、自書することができる選挙人との間に生じた、投票の秘密に対する制約に係る区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということはできないなど、原告の請求を棄却した。

### 5. 考察

選挙では、投票用紙に候補者氏名、政党名を自書することが原則である。しかし知的障害・上肢障害のために自書が不可能という場合は、このまま放置すると社会的排除になりかねないので記名でなく記号投票もできるようにすべきである。公職選挙法の代理投票は、合理的配慮の一つの方法といえる。本判決は、投票事務従事者は「公務員で・・・政治的中立性が確保されるとともに、投票内容についての守秘義務が課されているから、補助者となった場合、選挙人が・・・自由な意思の表明ができなくなるおそれが生じる結果の発生を回避できる」と「相当高度に期待できる」ので合理的であるとして、棄却となった。法律論としては投票の秘密がたもたれるので問題ないように考えられる。しかし代理に依頼して投票したい障害者の希望を断ることは、社会的障壁となるのでそれを除去する方法を検討してもよいのではないだろうか。また「投票所による投票補助者と障害者との関係では、投票補助者の支援を受けることで秘密選挙を保たれるので何ら問題が生じない」と述べている。しかし投票者と補助者との信頼関係がなければ秘密保持が保たれるのが疑問である。一例として投票所職員が代理投票するのであれば福祉専門職が加わることによって合理的配慮を進めていけばよいであろう。なぜなら、福祉専門職は、投票に不便を感じる人に対して法規定、社会福祉士及び介護福祉法46条「職務上の知り得た秘密の保持」をもとに支援する。障害者が投票するときに合理的配慮に基づいた支援も可能である。